議案第101号 令和5年度大津市一般会計の決算の認定についての うち、環境部の所管する部分について

それでは、「主要な施策の成果説明書」により、環境部が所管する部分のうち、主な項目について説明させていただきます。

まず、歳入についてです。

- 30ページをお願いします。
- 款16. 使用料及び手数料、項2. 手数料、目3. 衛生手数料、
  - (2)「清掃手数料」のうち、
- ①「廃棄物処理手数料」の主なものといたしまして、
- ア.「事業系及び家庭系持込みごみ」は、環境美化センター及び北部 クリーンセンターにおける「ごみ処理」に係る手数料であり、年間処理 量は、環境美化センターが1万4,785トン、北部クリーンセンター が7,930トンであります。
- エ.「刈り草剪定枝処理手数料」は、道路、河川のほか公共施設の維持管理行為や民間事業者の事業活動に伴って生じた刈草や剪定枝、 543トンの処理に係る手数料であり、
- オ.「大型ごみ処理手数料」は、大型ごみの戸別有料収集に係る処理 手数料であり、

- ③の「し尿処理手数料」は、し尿4,126キロリットルの処理に係る手数料であります。
  - 34ページをお願いします。
  - 款17. 国庫支出金、項2. 国庫補助金、目1. 総務費国庫補助金、
    - (1)「総務管理費国庫補助金」の表中、

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」のうち、下から4つ目の、「大津市省エネ家電購入補助金」は、省エネ家電の購入に対する補助事業に係る交付金であります。

- 40ページをお願いします。
- 目3. 衛生費国庫補助金、
- (2)「清掃費国庫補助金」の表中、「循環型社会形成推進交付金」の うち、「浄化槽設置整備事業」は、下水道計画区域外のほか、当分の 間、下水道の整備が見込めない計画区域内における浄化槽設置、14基 分に対する交付金であります。
- 次の、「北部クリーンセンター解体撤去工事」は、令和5年度から令 和7年度の3か年計画で実施している旧施設の解体撤去工事に係る交付 金であります。
  - 46ページをお願いします。
  - 款18. 県支出金、項2. 県補助金、目1. 総務費県補助金、
  - (1)「総務管理費県補助金」の表中、「自治振興交付金」のうち、

上から2つ目の、「ヨシ群落保全事業」は、市内3学区におけるヨシ 刈り事業に係るものであり、

次の、「エコライフ地域住民活動推進事業」は、「ごみ減量と資源再利用推進」の実践に係るものであり、

次の、「美化推進対策事業」は、美化推進地域での環境美化に関する 事業に係るものであり、

次の、「浄化槽維持管理事業」は、葛川学区内の5地域と石山外畑町 の浄化槽維持管理に係るものであります。

4 9ページをお願いします。

目3. 衛生費県補助金、(2)「清掃費県補助金」の表中、

「浄化槽設置費補助金」は、40ページに記載の「循環型社会形成推進交付金」の交付対象となる浄化槽設置に係る県補助金の交付であり、

次の「産業廃棄物適正処理推進事業費補助金」は、滋賀県が徴収している産業廃棄物税を財源とした補助金であり、このうち産業廃棄物適正処理等に要した経費を対象に交付されたものです。

52ページをお願いします。

項3. 委託金、目3. 衛生費委託金、

(1)「保健衛生費委託金」のうち、53ページに続きます表中の一番下、「河川愛護活動事業委託金」は、市内の県管理河川において、52の市民団体が実施された除草・清掃活動に対する県からの委託金です。

- 54ページをお願いします。
- 款19. 財産収入、項1. 財産運用収入、目1. 財産貸付収入、
  - (1)「土地貸付収入」、⑥「環境部土地貸付収入」のうち、
- ア.「大津クリーンセンター跡地土地貸付収入」は、新名神高速道路 建設に伴う発生土等の保管場所として、西日本高速道路株式会社への貸 付に伴う収入です。
  - 55ページをお願いします。
  - 款20. 寄附金、項1. 寄附金、目3. 衛生費寄附金、
    - (1)「環境保全寄附金」は、市内の企業から受納したものであり、
- (2)「地球温暖化防止活動推進寄附金」は、市の保有地における太陽光発電の設置に係る協定に基づき受納したものです。
  - 56ページをお願いします。
  - 款21. 繰入金、項1. 繰入金、目1. 基金繰入金、
  - (3)「京滋バイパス大気環境監視施設管理基金繰入金」及び、
- (4)「新名神高速道路大気環境監視施設管理基金繰入金」は、大気環 境監視局の維持管理に係る繰入金であります。
  - 5 9ページをお願いします。
  - 款23. 諸収入、項4. 雑入、目4. 雑入、
  - (4)「衛生費雑入」のうち、
  - ⑨「滋賀県市町村振興協会琵琶湖総合保全市町交付金」は、琵琶湖の

総合保全に係る交付金であり、

- ⑩「かん・びん類売却代」は、資源として回収したアルミ缶、鉄、びんなど3,441トンと、ペットボトル656トンの売却収入であり、
- ①「羽毛製品売却代」は、大型ごみの中から取り分けた羽毛ふとんの 売却収入であり、
  - ②「牛乳パック売却代」は、各支所などで集められた牛乳パック
  - 3. 5トンの売却収入であり、
  - ⑬「紙類売却代」は、紙ごみ2,971トンの売却収入であり、
- ④「行政代執行費用徴収金」は、真野大野地先の不法投棄事案に係る 行政代執行費用の一部を徴収したものであります。
- (1)「北部クリーンセンター拾得金」は、搬入された廃棄物に紛れていた現金を拾得金として適法に収入したものであります。
- (62ページ、款24.市債、項1. 市債、目1. 総務債及び目3.衛生債については、財政課が総務分科会で説明)

以上、歳入についての説明です。

引き続き、歳出について、説明をさせて頂きます。

- 101ページをお願いします。
- 款 4. 衛生費、項 1. 保健衛生費、目 7. 環境保全費、
- 2. 「環境保全対策費」のうち、
- (1)「環境保全対策推進事業費」は、水草の除去や、マナースポット

- の設置、路上喫煙等の防止に関する条例に基づく啓発活動などに係る経 費であり、
- (2)「琵琶湖総合保全事業費」は、琵琶湖の市町境界設定に伴う地方 交付税増額分に係る市町負担金として、滋賀県市町村振興協会へ拠出し たものであり、
  - 3. 「環境保全市民啓発推進費」のうち、
  - (1)環境保全市民運動推進費の、
- ①「琵琶湖を美しくする運動推進費」は、琵琶湖市民清掃の実施に伴 う「琵琶湖を美しくする運動実践本部」に対する補助金であり、
- ②「河川愛護活動事業費」は、各地域の河川愛護団体が行う美化活動 の支援に係る経費であり、
- ③「ヨシ保全事業費」は、市内5学区のヨシ保全活動に対する補助金などであり、
- ④「河川美化啓発看板修繕等工事費」は、市内河川に設置されている 看板の修繕費用等にかかる経費であり、
- (2)「環境人育成事業費」は、大津こども環境探偵団事業の実施等、 環境教育の推進に係る経費であります。
- (3)「環境情報システム整備事業費」は、身近な環境市民調査事業の 実施や、「かんきょう宝箱」の維持管理に係る経費などであり、
  - 4.「公害防止対策推進費」は、各種法令に基づく水質、大気、悪臭

等に関する環境調査や発生源監視の実施に係る経費であります。

- 5.「環境企画推進費」のうち、
- (1)「環境企画推進事業費」は、地球温暖化対策及び省エネ家電の普及促進のほか、市有施設の計画的なLED化等環境にやさしい大津市役所率先実行計画の推進に係る経費であります。
  - 102ページをお願いします。
  - 項2. 清掃費、目1. 清掃総務費、
- 2.「大阪湾広域臨海環境整備センター負担金」は、大阪湾広域廃棄 物埋立処分場の整備に係る建設負担金などであり、
  - 3. 「清掃事業総務費」のうち、
  - (2) は、ごみコールセンターの運営に係る経費であり、
- (3) 及び(4) は、廃棄物収集情報管理システムの保守並びに更新に係る経費であり、
- (5)「その他物件費」は、大型ごみLINE受付システムの利用料 や廃棄物収集情報管理システムの賃借料などであり、
- 4.「施設整備推進事業費」は、施設整備の推進に伴う事務費及び土 地開発基金で保有していた事業用地の引き取りに伴う経費であります。
  - 目 2. 産業廃棄物対策費、
- 2.「産業廃棄物対策事業費」は、民間の産業廃棄物最終処分場水質 検査など、事業者の指導監督業務の執行に必要な経費であり、

- 3.「廃棄物不適正処理対策事業費」は、廃棄物不法投棄等監視員への報償費や、監視パトロール業務費を中心とした不法投棄防止対策経費などであり、
- 4.「土砂埋立て等対策事業費」は、土砂条例違反事案に伴う栗原地 先の水路等整備工事並びに伊香立南庄町地先における水質調査に係る経 費などであります。
  - 目3. ごみ減量推進費、
  - 2. 「3R推進事業費」のうち、
- (2)は、リサイクルフェアの開催など、「ごみ減量と資源再利用推進 会議」の活動推進に係る経費であり、
  - 103ページの先頭にあります
- (3)及び(4)は、リサイクルセンター木戸の管理運営費であります。
- (5)は、ごみ分別・減量ガイドブックの作成や、ごみ分別アプリの保守に係る経費であり、
- (6)は、道路、河川のほか公共施設の維持管理や民間事業者の事業活動に伴い生じた刈草や剪定枝の処理に係る経費であり、
- (7)は、集団資源回収の実施団体及び指定回収業者への補助金であり、602団体において回収された新聞、段ボールなど4,998トンについて、回収量に応じて交付したものです。

- (9)は、ごみ集積所の設置等への補助金であり、新設、改修合わせて 115件を対象に交付したものです。
- (10)は、生ごみ処理機等の購入に係る補助金であり、153件の購入を対象に交付したものです。
  - 目4. じん芥処理費のうち
- 2.「美化清掃事業費」は、犬、猫等の動物死体の収集運搬及び火葬 に係る経費を中心としたものであり、
- 3.「美化清掃収集車管理事業費」は、美化清掃ごみ等の収集に必要となる車両の借り上げに係る経費であり、
  - 4. 「廃棄物適正処理事業費」のうち、

す。

- (1)の「一般廃棄物収集運搬業務委託料」は、家庭廃棄物の収集業務に係る経費であり、可燃ごみは5万4,107トン、不燃ごみは 1,667トンなど、あわせて63,159トンを収集運搬したもので
- (2)~(4)は、大型ごみの収集運搬業務並びに処理手数料の徴収に 関する事務経費であり、
  - (5)は、琵琶湖市民清掃に伴うごみの収集運搬に係る経費であり、
  - (6)は、南部不燃物処分地の借地に要する経費であり、
  - (7)「その他物件費」は、ごみ処理手数料の還付などであります。
  - 5.「資源物等適正処理事業費」は、乾電池や廃タイヤ等、適正処理

困難物等に係る処理経費であります。

- 目5. じん芥焼却場費、
- 2.「環境美化センター焼却・リサイクル施設経費」は、特別目的会社との運営業務契約に基づく委託料を中心に、
  - 104ページに移りまして、
- 3.「環境美化センターその他管理運営費」は、周辺の環境調査委託料を中心に、それぞれ施設の管理運営経費等であり、焼却施設への可燃ごみ搬入量は4万4,843トンで、前年度に比べ1,767トン減少いたしました。
- 4.「北部クリーンセンター焼却・リサイクル施設経費」は、特別目的会社との運営業務契約に基づく委託料を中心に、
- 5.「北部クリーンセンターその他管理運営費」は、プラスチック資源化施設運転管理業務委託料を中心に、それぞれ施設の管理運営経費等であり、焼却施設への可燃ごみ搬入量は、3万4,777トンで、前年度に比べ48トン減少いたしました。
- 6.「北部クリーンセンター施設整備事業費」は、旧施設の解体撤去 工事費及び施工監理業務費のうち1年目の出来高に基づく所要額のほ か、プラスチック資源化施設に係る設備補修工事費等です。
- 7. 「大津クリーンセンター施設整備事業費」は、大津クリーンセンター跡地の用地処理に係る経費であります。

- 8.「地区環境整備事業費」のうち、
- (1)「事業費補助金」は、ごみ処理施設の稼働にあたり2学区との間で交わしている「覚書」に基づく、地域の環境整備に係る事業補助であり、
- ①「自治振興対策事業補助金」は、伊香立、富士見学区の2自治連合会への補助金、
- ⑤「防犯カメラ設置事業補助金」は、伊香立学区内の主要箇所に防犯 カメラを設置する事業に係る補助、
- ③「地図訂正事業補助金」は、伊香立下在地町地先の公図訂正に係る 補助などを中心としたものとなっています。
- (3)「使用料」は、富士見市民温水プールの利用に係る使用料であり、
  - (4)「工事請負費」は、
  - 105ページに移りまして、
- ①にあります、南庄自治会館プール槽塗装工事に係る経費であります。
- 9. 「伊香立環境交流館管理運営事業費」は、施設の維持管理に係る経費であり、
- 10.「じん芥焼却場施設整備事業費」は、ごみ処理施設の改良整備、並びに除却事業等に伴う事務費及び施設用地周辺の用地処理などに

係る経費であります。

- 目 6. 不燃物処分費、
- 2. 「南部不燃物処分地管理費」は、

石山内畑町及び石山外畑町の、南部及び第2南部不燃物処分地における、埋立てを終えた処分地の汚水処理施設等の維持管理経費であり、

- 3.「大田廃棄物最終処分場管理費」は、大石曽東町の最終処分場の管理運営に係る経費であり、昨年度の不燃物埋立量は5,927トンで、前年度に比べ106トン減少いたしました。
  - 4.「北部廃棄物最終処分場管理費」及び
  - 106ページに移りまして、
- 5.「北部廃棄物最終処分場施設整備事業費」は、伊香立下龍華町の 最終処分場の運転管理及び汚水処理施設の維持補修に係る経費であり、 昨年度の不燃物埋立量は1,949トンで、前年度に比べ2,126ト ン減少いたしました。
  - 6.「中町淀町最終処分場管理運営事業費」及び
- 7.「中町淀町最終処分場施設整備事業費」は、埋立てを終えた大石 中六丁目及び大石淀三丁目の、各最終処分場汚水処理施設等の維持補修 経費並びに中町汚水処理施設解体撤去に伴う設計業務に係る経費であ り、
  - 8.「地区環境整備事業費」は、最終処分場を設置している各地域と

- の「覚書」に基づく事業補助等であり、
  - (1)「事業費補助金及び負担金」のうち、
- ①「自治振興対策事業補助金」は、伊香立学区龍華自治会及び大石学 区自治連合会に対する補助金であり、
  - (3)「工事請負費」のうち、
- ①「管理用地整備工事費」は、本市が保有する事業用地の構造物の 除却、整地等に係る経費であります。
  - 9. 「最終処分場整備事業費」のうち、
  - (1)「工事請負費」の
- ①「河川改修工事費(千原川)」は、第二南部不燃物処分地に関連する河川改修に係る経費であり、

(繰越分)(1)「工事請負費」の、

- ①「南部不燃物処分地水路整備工事費」は、千原川の河川改修工事に 伴う南部不燃物処分地水路の再整備に係る経費であります。
  - 107ページをお願いします。
  - 目7. し尿処理費、
- 2.「し尿処理施設等整備事業費」は、浄化槽の設置に対する補助及び葛川学区内の5地域と石山外畑町の浄化槽の維持管理に対する補助等であり、
  - 3.「し尿処理事業推進費」は、16箇所の公衆便所の清掃などの維

持管理業務、し尿収集・運搬業務に係る委託経費などであります。

- 4.「衛生処理場運転管理事業費」は、志賀衛生プラント及び北部衛生プラントの運転管理に要する経費であり、
  - (2)「施設改修工事費」のうち、
- ①「長寿命化整備工事費」は、志賀衛生プラント及び北部衛生プラントの長寿命化整備に係る経費であります。
- 5.「衛生処理場管理運営費(地区環境整備事業費)」は、志賀衛生プラントの操業に係る地区環境整備事業であり、
- ①「自治振興対策事業補助金」は、小松学区自治連合会への補助金であります。

以上、歳出についての説明です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。